

Q 6 : 国連決議や国会承認などが、歯止めになるでは？

A 6 : いずれも抜け道があり、歯止めになりません

国連決議については、武力行使を認める**国連決議がなくとも「関連する国連決議」があればいいこと**になっています。2003年、世界中からの反戦の声により、イラクへの武力攻撃を認める国連決議は行われませんでした。米国は別の決議を口実にイラク攻撃に踏み切りました。このようなケースでも、自衛隊が協力できることになります。

国会の承認については、まず、日本は議院内閣制で、議会の多数派が内閣を構成するため、議会在内閣の決定に異を唱えることはほとんどありません。次に、事後承認でもよいことになっています。既に戦場で活動している自衛隊を、国会が追認せず引き揚げさせるなどということができるのでしょうか？ 「敵前逃亡」などと批判されるのは目に見えています。「国際平和支援法」だけは事前承認が義務づけられていますが、他の法律、例えば「重要影響事態法」を適用することにすれば、事後承認でいいことになるのです。結局、**国会の承認は、形式的なもので、歯止めにはなりません。**

Q 8 : すぐに戦争になるというのは大げさでは？

A 8 : 決して大げさではありません。戦争が始まってからでは手遅れです

決して大げさとは言えません。米国は朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争と絶え間ない戦争をやってきました。**戦争法**ができれば、これらの戦争に参戦するのが当たり前になるのです。

今後、日本が参戦して戦死者を出してしまえば、それを美化し、復讐心をかき立てる、マスコミの大宣伝が行われます。**戦争反対**を語ることは、**タブー**になってしまうのです。政治、経済、社会全体が戦時体制になっていきます。

戦争は突然やってきます。「戦争が始まったら反対する」では遅いのです。

Q 7 : 「テロ」や紛争をなくすために必要な法律では？

A 7 : 武力では「テロ」や紛争をなくせません。現実が証明しています

自衛隊を派兵すること自体が、戦争を呼び起こし、「テロと暴力の連鎖」を引き起こすことになります。そもそも、米国が全く正当な根拠もなくイラクやアフガニスタンに**戦争**をしかけたことで**国家を崩壊させ、新たな「テロ」や紛争を引き起こす泥沼にはまり込み**、10年以上たっても事態は改善するどころか、新たな戦争を招いています。

「テロ」や紛争の根本には、富の偏在や貧困があります。ところが、米国などはその根本をどう解決するかを問うのではなく、発生した「テロ」や紛争を押さえ込むために戦争をしているのです。**米国の戦争を手伝うのでは、「テロ」や紛争は決してなくせません。**

これまでは、「**憲法9条があるから軍隊を出さない**」ということで、日本は世界から尊敬され、紛争の現場で活動するNGOなども、比較的安全を確保できていました。自衛隊を海外派兵すると、日本は現地の勢力に敵対することになり、NGOなどを危険にさらし、活動できなくしてしまいます。その結果、紛争に苦しむ現地の人を助けられなくなるのです。日本は改めて憲法9条の理想を世界に発信し、戦争放棄、戦力不保持の原則を貫くべきです。

リブ・イン・ピース☆9+25

TEL 090-5094-9483 (事務局 大阪)
E-mail liveinpeace_heiwa@yahoo.co.jp
HP <http://www.liveinpeace925.com/>
ブログ http://blog.goo.ne.jp/liveinpeace_925
郵便振替 00910-5-107564 (加入者名: リブ・イン・ピース)

安倍政権の戦争法どこが危険？

Q&A

安倍政権は、昨年7月、集団的自衛権行使など、戦後の軍事・外交政策を大転換する閣議決定を行いました。それに基づいて、今の国会で、11本にも及ぶ法律（いわゆる「安全保障法制」）を一気に改定・新設しようとしています。法案を国会に提出さえしないうちに、「必ず成立させる」と米国に約束までしました。

これらの法案が成立すると、世界のどこにでも、米国などが行うあらゆる形の戦争に、いつでも自衛隊を

派兵することができるようになります。自衛隊が史上初めて、殺し殺される戦争の当事者として参戦することになるのです。これらの法案はまさに「戦争をするための法律」であり、「戦争法」と呼ぶべきものです。

「日本の平和のため」などという安倍首相の詭弁に惑わされず、その真の内容と危険性を正しく知ってください。



Q 1 : なぜ「戦争法」と呼ぶの？

A 1 : これまでと違い、直接戦闘行為を行うための法律だからです

これまでも自衛隊はイラク、インド洋、カンボジアなどに海外派兵されてきました。こうしたことも憲法9条違反であり、私たちは反対してきました。それでも、その内容は、「人道復興支援」「給水」「災害救助」、あるいは戦場から離れたところでの「給油」、「輸送」など、いずれも直接武力行使を目的としない活動に限定されていました。武器の使用についても、万一の場合の護身用に認められていただけです。

ところが今回の法改定は、裏面の表にあるような多くの法律を使い分けることで、**日本が攻撃されていなくても、様々なことをきっかけに自衛隊が武力行使できるようにする**ものです。

まず、「密接な関係にある国」が攻撃されたとする「存立危機事態」を認定することで、集団的自衛権行使に踏み切り、**米軍と一緒に戦争をしかける**ことが、できるようになります。

また、戦場で米軍などの指揮の下、「後方支援」として、**戦闘部隊に武器・弾薬。燃料などを供給する「兵站」**を担う軍隊、「治安維持」のための部隊としての派遣が可能となります。「後方支援」や「治安維持」というとそれほど危険な行為ではないと思われるかもしれませんが、でも現実には、**これらこそ戦争そのもの**と言える行為であり、イラクやアフガニスタンで多くの人を殺害する一方、死傷者も続出している任務なのです(→Q 3・Q 4)。

Q 2 : これまでと何が変わる？

A 2 : 様々な制約をなくし、自衛隊が世界中で武力行使できるようにします

- 地理的な制約が撤廃され、全世界に派兵することができます。
- 「非戦闘地域」の制約が撤廃され、「現に戦闘が行われていない」地域ならどこにでも派兵できます。
- 武力行使に直接つながる、武器・弾薬の供給ができます。
- 米軍以外、オーストラリア軍やNATO軍へも協力できます。
- 正当防衛だけでなく、任務遂行・治安維持のためにも武器を使用することができます。

Ｑ３：「後方支援」くらいならいいのでは？

Ａ３：「後方支援」、中でも「^{へいたん}兵站」は、戦争そのものです

戦争は、「後方支援」なしには成り立ちません。後方支援の中でも、**武器・弾薬や燃料などの物資を前線に運ぶ「兵站」は、戦争そのもの**と言えるほど重要な任務です。例えば、戦車が進撃する場合、燃料を補給するタンクローリーが、列をなして戦車を追いかけます。補給が遅れば戦車は止まるしかありません。これが兵站です。「後方」と言っても**戦場から離れたところにいるわけではない**のです。当然、米軍の指揮下に入って活動することになります。



兵站部隊（米軍ウェブサイトより）

しかも、**兵站は非常に危険**です。多くの場合、戦争の帰趨を決するのは、兵站が絶たれるか否かです。しかも兵站部隊の方が、直接の戦闘を担う「前線」よりも守りが弱く、狙われやすいからです。

自衛隊が自ら戦争をしかけることも

後方支援だけではありません。一般の報道では、さらに重大なことが隠されています。**自衛隊が自ら戦争を仕掛けることもできる**ようになるのです。

例えば、米国が朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を挑発し、軍事衝突を引き起こした時、それを「存立危機事態」と認定し、北朝鮮に戦争をしかけることも可能になります。**後方支援にとどまらず、直接攻撃に参加**するのです。

Ｑ４：紛争地の治安を維持する活動は必要なのでは？

Ａ４：治安維持活動は、敵を軍事的に制圧する活動で、戦争そのもの。すべきではありません

治安維持と聞いて、「お巡りさんが巡回する」というイメージを浮かべると間違えます。実際には、**敵対勢力を軍事的に制圧する活動**のことで、戦争そのもの。非常に危険な任務です。アフガニスタンで行われたISAF（国際治安支援部隊）の活動がまさにこれに当たります。

どこに敵がいるかわからない場所で、極度の緊張の中で活動します。「怪しい」と見なした家に踏み込み、銃を突き付け、連行する。ちょっとしたことで銃を撃ちまくり、無関係な人も巻き込む。



アフガニスタンで殺害されたNATO軍兵士
(<http://en.humanrights-iran.ir/> より)

当然、現地の人々の憎悪の的となり、**多くの死傷者を出す**ことになります。路肩におかれた爆弾による死者も続出しました。検問所では、普通の車なのか、突っ込んでくるのか、判断などでできません。ISAF派遣国の死者は約3500人に上ります。

また、治安維持活動の中で、他国の軍が攻撃されたという情報が入れば、「駆けつけ警護」を行うことになります。**戦闘が行われている真っ只中に飛び込んでいく**のです。

変わる法律（主要なもの）		
武力攻撃事態法	改定	「存立危機事態」を規定し、集団的自衛権行使を合法化するものです。日本が攻撃されていなくても、米国など「密接な関係の国」が攻撃された時、米国などと一緒に反撃することができるようになります。米国が先制攻撃を行い侵略戦争を行った場合でも、米軍に協力できます。
重要影響事態法	周辺事態法を改定	「日本に重要な影響を与える事態」になれば、自衛隊を派兵できるようになります。世界中どこでも他国軍への給油・輸送などの「後方支援」を行います。米軍以外の軍も支援できるようになります。
国際平和支援法	恒久法として新設	他国軍への「後方支援」を行うための法律。これまでは、期限を定めた「特別措置法」を国会で成立させてから派兵していましたが、「恒久法」にすることにより、時期の制約もなく政府の意向で派兵できるようになります。自衛隊の活動場所も「非戦闘地域」という制約をはずし、「現に戦闘が行われている地域」以外に拡大します。
PKO協力法	改定	PKO（国際平和維持活動）に収まらない海外での武力行使を可能にし、治安維持活動にも参加できるようになります。また、PKOを含め、「自己保存（正当防衛）」だけではなく、「任務遂行」や「駆けつけ警護」などでの武器使用も可能とします。
自衛隊法	改定	戦争でない事態＝「グレーゾーン事態」に対し、自衛隊による威嚇や武力行使をできるようにします。また、戦争に至る以前の段階で、日本周辺で米軍が攻撃を受けるか受ける可能性がある場合に、自衛隊が米軍を守る行為も、「グレーゾーン事態」と位置づけ、「米軍の武器等」を守るという規定を追加し、合法化します。
船舶検査法	改定	地理的制約をなくし、全世界で船舶検査を行えるようになります。

憲法9条を踏みにじる戦争法は絶対に認められません

Ｑ５：ペルシャ湾のホルムズ海峡が封鎖されたら、日本に石油が入ってこなくなるので、自衛隊が機雷を除去（掃海）すべきでは？

Ａ５：掃海と石油タンカーは関係ありません。機雷除去は米軍に協力する戦争行為であり、してはなりません

今問題になっているのは、**戦争が行われている最中の機雷除去**です。たとえ機雷を除去したとしても、戦場の真っ只中をタンカーがのんびりと通っていくはずがありません。機雷と石油は何の関係もないのです。石油の話を持ち出すのはトリックです。では、何のために機雷を除去するのでしょうか？ それは、**米軍の艦船が通る道を開くため**です。

米軍を助ける機雷除去は、機雷をまいた国と戦争するということです。実行すれば当然敵とみなされます。



機雷掃海の演習（自衛隊掃海部隊のウェブサイトより）

そもそも、何の理由もなく突然ホルムズ海峡が封鎖されることはありません。一番ありそうなのは、米国が中東で戦争に踏み切ることです。米国は中東で何度も戦争を行ってきました。戦争を起こした米国をとがめるのではなく、それに対抗して機雷をまいた国と戦争をしようというのでしょうか。